

継続申請に当たっての注意事項

申請書類は正・副（副は写し可）の提出をお願いします。

第1号から第4号様式及び参考様式は市ホームページからダウンロードできます。

各様式の記入例は市ホームページに掲載しております。

1 申請書（第1号様式）（必ず提出してください。）

「屋外広告物継続許可申請書」の記載内容に変更があるか確認してください。

変更があるときは、記入例にしたがって、**訂正箇所を朱書きの二重線で消し、余白に変更内容を記入の上、側に署名**をしてください。また、「変更届」の提出が必要になります。

なお、追加や変更した広告物がある場合は、別途新規申請が必要になります。

2 点検報告書（第4号様式の2）（必ず提出してください。）

屋外広告物ごとに提出してください。

点検に当たっては国土交通省が作成している「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」を御活用ください。

点検報告書の報告者は継続許可申請書の申請者と同一になりますので、ご注意ください。

広告物の点検を実施した方は点検者欄に氏名等を記入してください。

一定の広告物（①屋上広告物 ②壁面突出広告物（袖看板） ③壁面利用広告物 ④広告塔・広告板 ⑤固定された広告幕）は、資格者による点検が必要となります。また、資格者の資格証等の写しを添付してください。

点検は申請前30日以内に実施してください。

3 カラー写真（参考様式あり）（必ず提出してください。）

屋外広告物ごとに、点検状況を撮影した写真と、点検後の写真を提出してください。

禁止地域内に掲出している広告物は設置場所から高速道路の方向を撮影した写真（方向を変えて撮影した写真を1基につき3枚程度）を別途提出してください。

4 変更届（該当する方は提出してください。）

前回から変更があった方は、**必ず変更日を記入**して提出してください。

今後、変更が生じた際には速やかに変更届の提出をお願いいたします。

(1) 申請者や管理者などが別の会社が変わった場合

「屋外広告物設置者等変更届」（第2号様式）を提出してください。

(2) 申請者や管理者などの住所、名称、代表者、資格者等が変更になった場合

「屋外広告物設置者等住所、氏名等変更届」（第3号様式）を提出してください。

5 特定屋外広告物安全管理者の資格証等の写し（該当する方は提出してください。）

高さが4mを超える広告塔・屋上広告物を掲出されている方は、屋外広告士の資格証又は屋外広告物講習会修了証の写しを添付してください。

6 屋外広告物除却（滅失）届（該当する方は提出してください。）

広告物を除却（滅失）した方は、「屋外広告物除却（滅失）届」（第4号様式）に必要事項を記入の上、**広告物除却（滅失）後の写真を添付**して提出してください。

今後、除却した際には速やかに除却届の提出をお願いいたします。

7 屋外広告物補修結果報告書（該当する方は提出してください。）

点検時に補修を要する箇所があったとき（点検報告書の点検結果にDがあった場合）は、速やかに必要な補修を行い、遅滞なく「屋外広告物補修結果報告書」（第4号様式の3）を提出してください。

なお、提出に当たっては継続許可申請書と併せて提出するようお願いします。

8 返信用封筒（納入通知書及び許可通知書の郵送を希望する方）

返信に必要な郵便切手を貼った納入通知書用の長形3号及び許可通知書用の角形2号の封筒に宛先を記入し、同封してください。

郵便切手の金額が不足していた場合には、不足分受取人払いで発送いたします。

9 委任状（申請者以外の方が申請する場合）

委任状には委任者の押印（原本）が必要になります。

10 よくある申請時の不備等

- ・申請日や点検日、変更日などの日付が未記入
- ・点検報告書の枚数不足（申請する広告物の数だけ必要）
- ・点検状況を撮影した写真が未添付

11 その他

本物件以外で厚木市内に屋外広告物を設置している場合は、許可状況を御確認いただき、申請漏れのないようお願いいたします。

また、第三者広告物においては、広告主の変更等により表示内容の変更が生じた場合には、その都度許可申請が必要となります。

なお、「広告募集」の表示であっても許可申請が必要となりますので、ご注意ください。

担当 都市計画課 TEL：046-225-2401 Fax：046-222-8792
e-mail：4600@city.atsugi.kanagawa.jp